

〔別紙 1〕

随意契約理由書

件 名	東クリーンセンター クレーン設備点検整備	
契約の相手方	富士ホイスト工業 株式会社	
根 拠 法 令	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に該当	
随意契約の理由 当センターは、市内の一般家庭から収集運搬された廃棄物を通年稼働により焼却処理する施設であり、各クレーン設備のうち、ごみクレーンについては可燃ごみを焼却炉へ投入する目的で、荒ごみクレーンについては一時貯留された大型ごみを中継車両へ積換えする目的で使用される等、各種クレーンは連日稼働する重要な設備であり、また健全な状態を常に維持する必要がある設備である。 当該機器はクレーン等安全規則に基づき、年次点検整備を実施する必要がある。なお、年次点検整備中は 1 台運転となり予備機がないので短期間で実施する必要がある。 本請負人は、当該設備の専用設計、製作及び据付を行った業者であり、機器の設計、製作に係る技術的な知識及び製作図面の一切を所有する業者である。他社ではその構造や機能など技術的知見を知り得ないため、本業務を履行することは出来ない。 以上により、上記業者との随意契約を行うものである。		
担 当 部 署 (問 合 せ 先)	環境局 東クリーンセンター	(電話番号 078-452-4100)